高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
第１条（略）	第１条（略）
（補助目的及び補助対象事業） 第２条　県は、高知県社会貢献活動推進支援条例（平成 11 年高知県条例第４号）に基づき、社会貢献活動団体、県民等の社会貢献活動の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が設置する高知県社会貢献活動拠点センターの運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。	（補助目的及び補助対象事業） 第２条　県は、高知県社会貢献活動推進支援条例（平成 11 年高知県条例第４号）に基づき、社会貢献活動団体、県民等の社会貢献活動の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が設置する高知県社会貢献活動拠点センターの運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。
第３条～４条（略）	第３条～４条（略）
（補助金の交付の決定） 第５条　知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときは除く。	
（補助の条件） 第６条　補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。	（補助の条件） 第５条　補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。
第６条(1)～(7)（略）	第５条(1)～(7)（略）

（概算払） 第７条　補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。 第７条２（略） （実績報告） 第８条　規則第 11 条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第４号様式により、補助事　業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の４月 15 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。 ２　補助事業者は、第５条第６号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 ３　補助事業者は、第５条第６号ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第５号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。 （財産の処分の制限） 第９条　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、	（概算払） 第６条　補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。 第６条２（略） （実績報告） 第７条　規則第 11 条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第４号様式により、補助事　業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の４月 15 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。 ２　補助事業者は、第５条第６号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 ３　補助事業者は、第５条第６号ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。 （財産の処分の制限） 第８条　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。 第９条２（略） （グリーン購入） 第10条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年３月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。 （情報の開示） 第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 附則 １　この要綱は、平成11年６月24日から施行する。 ２　この要綱は、令和５年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規　定に基づき交付された補助金については、第６条第３号、第５号、第８条第３項、第９条及び第11条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 附則	譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。 第８条２（略） （グリーン購入） 第９条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年３月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。 （情報の開示） 第10条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 附則 １　この要綱は、平成11年６月24日から施行する。 ２　この要綱は、平成32年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規　定に基づき交付された補助金については、第５条第３号、第５号、第７条第３項、第８条及び第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 附則

1　この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。 附則 1　この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。 附則 1　この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。 附則 1　この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。 付則 1　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。 付則 1　この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。 付則 1　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。 別表第１　（略） 別表第２（第５条及び第６条関係） 1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 別表第２の２～１０　（略）	1　この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。 附則 1　この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。 附則 1　この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。 附則 1　この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。 付則 1　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。 別表第１　（略） 別表第２（第５条関係） 1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 別表第２の２～１０　（略）

別記 第１号様式（第４条関係） 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　　　様 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名 生年月日 補助金交付申請書 令和　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業について、高知県補助金等交付規則第３条及び高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。 記	別記 第１号様式（第４条関係） 平成　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　　　様 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名 生年月日 補助金交付申請書 平成　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業について、高知県補助金等交付規則第３条及び高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。 記

1　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　円 2　補助事業の目的及び内容 3　添付書類 （１）事業計画書 （２）歳入歳出予算書 （３）県税の滞納がない旨を証する納税証明書 （４）その他知事が必要があると認める書類	1　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　円 2　補助事業の目的及び内容 3　添付書類 （１）事業計画書 （２）歳入歳出予算書 （３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第２号様式（第６条関係） 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　様 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名 生年月日 補助事業変更（中止・廃止）承認申請書 令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知県民第　　　号で補助金の交付の決定通知のありました令和　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業を変更（中止・廃止）したいので、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第６条第１号の規定により下記のとおり申請します。	第２号様式（第５条関係） 平成　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　様 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名 生年月日 補助事業変更（中止・廃止）承認申請書 平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知県民第　　　号で補助金の交付の決定通知のありました平成　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業を変更（中止・廃止）したいので、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第５条第１号の規定により下記のとおり申請します。

記 1　補助金既交付決定額　円 2　今回補助金増額（減額）交付申請額　円 3　変更（中止・廃止）理由及び変更内容 4　添付書類 （１）変更事業計画 （２）変更収支予算書 （３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類	記 1　補助金既交付決定額　円 2　今回補助金増額（減額）交付申請額　円 3　変更（中止・廃止）理由及び変更内容 4　添付書類 （１）変更事業計画 （２）変更収支予算書 （３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第３号様式（第７条関係） 概　算　払　請　求　書 金　　　　　　　　　　円 上記令和　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金（決定通知番号高知県指令　　高知県民第　　　号）を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。 記 補助金交付決定額　　　　　　　円 既交付額　　　　　　　円 今回請求額　　　　　　　円 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　　様	第３号様式（第６条関係） 概　算　払　請　求　書 金　　　　　　　　　　円 上記平成　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金（決定通知番号高知県指令　　高知県民第　　　号）を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。 記 補助金交付決定額　　　　　　　円 既交付額　　　　　　　円 今回請求額　　　　　　　円 平成　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　　様

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会
住所
　代表者名　　　　　　　　　　㊞

※　銀行振込先

銀　行　名	支　店　名	預金種別	口座番号
		普　・　当	

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会
住所
　代表者名　　　　　　　　　　㊞

※　銀行振込先

銀　行　名	支　店　名	預金種別	口座番号
		普　・　当	

第４号様式（第８条関係） 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　様 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名　　　　　　　　㊞ 事 業 実 績 報 告 書 令和　年　月　日付け高知県指令　　高知県民第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました令和　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業が完了しましたので、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。 記	第４号様式（第７条関係） 平成　　年　　月　　日 高知県知事　　　　　　様 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 住所 代表者名　　　　　　　　㊞ 事 業 実 績 報 告 書 平成　年　月　日付け高知県指令　　高知県民第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました平成　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営事業が完了しましたので、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり報告します。 記

１　高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金 金　　　　　　　　　　　　　円 ２　補助事業の成果 ３　添付書類 （１）事業報告書 （２）収支決算（見込み）書 （３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類	１　高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金 金　　　　　　　　　　　　　円 ２　補助事業の成果 ３　添付書類 （１）事業報告書 （２）収支決算（見込み）書 （３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第５号様式（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　様

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会
住所
代表者名　　　　　　　　　㊞

高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　第　　号で（変更）交付の決定がありました令和　　年度高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金について、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）	
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	（A）
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	（B）
補助金返還相当額	（B）－（A）

（注）その他参考となる資料を添付してください。